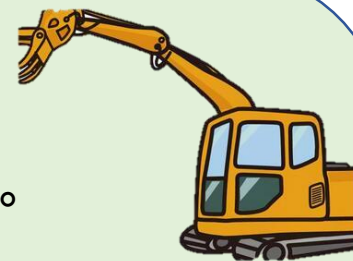


※ここに記載された情報は令和6年3月7日時点のもので、その後、変更が生じる可能性があります。

## 公費解体が実施されています



半壊以上の被害認定を受けた建物について、市町村が解体する制度です。

解体費は**公費負担**となり、所有者の費用負担にはなりません。

※現在、詳細を検討中で申込みを受け付けていない市町村もあります。また、対象や手順が今後変更される可能性もあります。今後のお知らせを確認して下さい。

### Q1

公費解体の対象になるのはどんな建物ですか？

市町村が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定した建物です。  
り災（被災）証明書が必要です。

### Q2

自宅以外の建物は対象外ですか？

環境省発行の「公費解体・撤去マニュアル」では、非住家建物も対象にできるとされ、県内でも非住家建物を対象とする旨を発表している自治体があります。  
市町村が被害を認定した書面（り災証明書、被災証明書など）が必要になります。

### Q3

自宅を解体しても、どう生活を再建すればいいかわかりません。

**応急仮設住宅**や、**被災者生活再建支援金**などの各種支援制度が利用できます。  
どのような制度を利用できるのか、解体申請前に専門家と一緒に検討してみましょう。  
無料電話相談や、市役所等での弁護士相談をご利用ください。（裏面も参照下さい）

### Q4

既に自費で解体してしまったのですが…。

**費用償還制度**があります。工事代金の領収証、マニフェストなどの資料を保管し、市町村に相談してください。※基準額があります。

そのほかご不明な点をご相談下さい！

能登半島地震  
無料電話相談

富山県弁護士会 **0120-315-787**

（受付：平日 午前10時～午後4時）

※ 受付後、担当弁護士より折り返しご連絡差し上げます。

日本弁護士連合会 **0120-254-994**

（受付：平日及び土日 午前10時～午後4時）



# 能登半島地震に関する法律相談を 無料で実施しています

## 弁護士会館での対面相談(予約制)

### 富山県弁護士会館

毎週火曜日、水曜日、金曜日 午後1時30分～4時30分

予約 ☎ 076-421-4811

### 高岡法律相談センター

毎週火曜日 午後2時～4時

予約 ☎ 0766-22-0765



ひまわり相談ネット

## 市役所等での対面相談

### 氷見市教育文化センター (氷見市本町4-9)

3月9日(土)、10日(日) 午後1時～午後4時  
※23日(土)、24日(日)も氷見市内(場所未定)で開催予定

### 高岡市伏木コミュニティセンター (高岡市伏木湊町13-1)

3月10日(日)、23日(土)、24日(日)  
午後1時～4時

### 富山市役所(予約制)

3月13日(水) 午後1時～3時

※場所・日程が変更・追加になることがあります。  
富山県弁護士会ホームページでご確認下さい。



【お問い合わせ先】富山県弁護士会

☎ 076-421-4811